

手続開始の公示（説明書）

令和5年5月31日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 長内 和彦

次のとおり公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本調達手続については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が交付する入札者に対する指示書、基本契約条件書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この「手続開始の公示（説明書）」に記載のとおり実施します。

第1 基本事項（調達手続の概要）

- | | |
|---|--|
| 1-1. 調達機関番号 | 417 |
| 1-2. 所在地番号 | 01 |
| 1-3. 品目分類番号 | 42 |
| 1-4. (1) 基本契約件名 | 札幌管理事務所管内床版取替検討に関する基本契約（その1） |
| 1-4. (2) 個別契約件名 | 上記基本契約により行う設計業務（以下「基本契約対象業務」という。）は以下の2件
設計業務① 道央自動車道 厚別川橋（下り線）床版取替検討
設計業務② 道央自動車道 幾春別川橋床版取替検討 |
| 1-5. 契約責任者 | NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 長内 和彦 |
| 1-6. 契約担当部署 | NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課
(住所) 〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号
(電話) 011-896-5777
(Mail) ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp |
| 1-7. 競争契約の方法 | 公募型プロポーザル方式 |
| 1-8. 見積の方法 | 個別契約時の指示による |
| 1-9. 履行保証 | 個別契約時の指示による |
| 1-10. 契約書の作成 | 基本契約：必要（作成方法については3-10.に示す特定者と協議する）
・基本契約書案を参照のこと
個別契約：必要（作成方法については4-1.に示す基本契約の相手方と協議する）
・入札者に対する指示書[26]を参照のこと |
| 1-11. 契約図書 | |
| (1) 本調査等請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本調達手続に参加を希望する者（以下、「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。 | |
| ■ 契約図書の種類 | ■ 取得先 |
| ① 手続き開始の公示（説明書） | 本書 |
| ② 基本契約書案 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/ |
| ③ 入札者に対する指示書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【郵送入札】を使用すること |
| ④ 基本契約条件書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/ |
| ⑤ 参加表明書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/ |
| ⑥ 技術提案書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/ |

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本ホームページよりそれぞれダウンロードで取得すること。
- (3) 契約図書の交付期間 別紙『契約手続きの日程』のとおりとする。

第2 調達手続に付する事項（業務概要）

2-1. 業務概要

- (1) 業務場所 別添「基本契約条件書」のとおり
- (2) 業務内容 別添「基本契約条件書」のとおり
- (3) 調査等数量 別添「基本契約条件書」のとおり
- (4) 業務完了希望時期 別添「基本契約条件書」のとおり
- (5) 成果品 個別契約時の指示による

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本調達手続に参加することのできる者は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記3-2に示す「参加表明書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記3-3.に示す「参加表明書」の提出期限の日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 技術提案書の提出期限（下記3-0.に示す「技術提案書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、業種区分「橋梁設計」に係るNEXCO 東日本の『令和5・6年度競争参加資格』を有する者であること、又は業種区分「橋梁設計」に係るNEXCO 東日本の『令和5・6年度競争参加資格』を有する者で構成された特定設計共同企業体（以下「特定JV」という。）であること。
- (3) 技術提案書の提出期限（下記3-7.に示す「技術提案書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、業種区分「橋梁設計」にかかるNEXCO 東日本の『令和5・6年度競争参加資格』を有する者であること。
- (4) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く。）。
- (5) 審査基準日から基本契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域1」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。）。
- (6) 企業に必要とされる同種業務又は類似業務の業務実績

審査基準日において、平成25年4月1日以降に元請として完成及び引渡し完了した業務において、次に示す同種業務又は類似業務の実績を有すること。

- ① 同種業務 : 高速道路または高速道路以外の自動車専用道路における橋梁の基本設計または詳細設計（※1）
 - ② 類似業務 : 道路における橋梁の基本設計または詳細設計（※1）
- ※1 橋梁の基本設計又は詳細設計とは、橋梁の上部工及び下部工におけるNEXCO 東日本調査等共通仕様書（令和4年7月版）5-7-3 基本設計、5-7-4 詳細設計または、国土交通省の設計業務等共通仕様書（第6編道路編）（令和4年4月1日版）第6804条橋梁詳細設計をいう。NEXCO 東日本、国土交通省以外の事業者が実施した業務については、NEXCO 東日本及び、国土交通省の仕様と同等の内容とする。

(7) 審査基準日から基本契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本調査等の発注に関与した者でないこと又は現に下記②に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

① 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の 1) 又は 2) に該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総額の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

② 施工管理業務の受注者

札幌管理事務所管内 改良 I 施工管理業務

(受注者：パソコン技術管理 (株))

(8) 特定 JV を構成する場合には「特定設計共同企業体協定書 (甲)」の案が提出されていること。

(9) 審査基準日から基本契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1 [1] 入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv) 組合の理事

v) その他業務を執行する者であつて、i) ～ iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定 JV の構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

3-2. 参加表明書の作成

(1) 競争参加希望者は、次に示す「参加表明書（以下、「参加表明書」という。）」を作成しなければならない。なお、参加表明書の作成にかかる留意事項は以下に示すとおりとする。また、各様式は A4 判とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

参加表明書（様式）	作成にかかる留意事項
参加表明書 （参加表明書様式 1）	◇必要事項を記載のうえ記名すること なお、参加希望者が特定 JV を構成する場合には、構成員の連名で記載すること ◇その他補足事項については、入札者に対する指示書[8]、[9]を参照のこと
企業の同種又は類似業務の実績 （参加表明書様式 2）	◇記 3-1. (5) に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること ◇次の資料を添付すること i) 当該業務が「測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）」（以下、「テクリス」という。）の登録情報で要件を満たすことが確認できない場合、又はテクリスに登録されていない場合は、当該業務が要件を満たすことを確認できる契約書類等の写し（契約書、特記仕様書、認定書等）を添付すること ii) 当該業務が「業務実績情報システム（テクリス）という。」に登録されている場合、登録情報（業務内容を確認できる「業務カルテ（完了時）」）の写し ※なお、上記の添付資料で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。 記載にあたっては、（様式 2）に示す《記載上の注意事項》に従うこと。 ◇提出する業務が、NEXCO 東日本において完成・引渡し完了した業務であって、天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、記 1-6 に示す契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を参加表明書の提出期限 5 日前（行政機関の休日を除く。）までに書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。以下同じ）により提出すること ◇記載にあたっては、様式に示す《記載上の注意事項》に従うこと
企業の同種業務の実績件数 （参加表明書様式 3）	◇記 3-1. (5) に示す同種業務の業務実績で、令和 2 年 4 月 1 日以降に受渡し完了した業務を最大 5 件まで記載すること。 ◇同種業務の業務実績のうち、発注機関が NEXCO（東日本・中日本・西日本）・首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社・国土交通省の業務実績を優先的に記載し、次の i) または ii) の資料を添付すること。 i) 同種業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類（契約書・特記仕様書等）の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写し ii) 当該業務がテクリスに登録されている場合、登録情報（業務内容を確認できる「業務カルテ（完了時）」）の写し ※なお、上記の添付資料で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。 ◇記載にあたっては、様式に示す《記載上の注意事項》に従うこと
協定書案	特定 JV により本件競争入札への参加を希望する者は、協定書案を作成すること

(2) 競争参加希望者は、参加表明書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書 [9] を参照のこと。

(3) 記載内容や添付資料で確認できない事項がある場合は、競争参加資格を認めない場合があるので、記載漏れや添付漏れが無いよう十分確認すること。

3-3. 参加表明書の提出

(1) 競争参加希望者は、本調達手続に参加するため、次に示すとおり参加表明書を提出しなければならない。

① 提出期限 別紙『契約手続き日程』のとおり

ただし、上記期間内に参加表明書の提出者がいない場合は、参加表明書の提出期間を延長する場合がある。

② 提出場所 記 1-6. 「契約担当部署」

③ 提出方法 電子メール又は書留郵便等（電子メール又は書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便及び持参による提出は受け付けない。期限内必着のこと）

④ 提出書類 記 3-2. により作成した「参加表明書（様式 1～3）」を 2 部（正 1、写 1）※部数：書留郵便等の場合

なお、提出期限以降の追加提出及び差替えは認めないため、提出の際は記載漏れ等の不備がないよう十分確認のうえ提出すること。

(2) 競争参加希望者は、参加表明書にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[8]、[9]を参照のこと。

3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準

(1) 技術提案書の提出者の選定に関する評価は、競争参加希望者が提出した参加表明書の記載内容で行うものとし、評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

評 価 項 目					配 点	
評 価 基 準						
参加表明者の経験及び能力	実績等	専門技術力	成果の確実性	同種又は類似業務の実績	<p>（参加表明書様式 2） 業務実績を以下の順位で評価する。 なお、業務の実績は平成 25 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡し完了した業務を対象とする。 （評価する同種業務） 高速道路または高速道路以外の自動車専用道路における橋梁の基本設計または詳細設計</p> <p>①同種業務実績が NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本・首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社・国土交通省発注の業務</p> <p>②同種業務実績が各都道府県・各区市町村発注の業務</p> <p>以下の場合に加点しない ③同種業務実績が上記の発注機関以外の業務 ④類似業務である場合</p>	<p>①35 点</p> <p>②17.5 点</p> <p>③0 点</p> <p>④0 点</p>
		専門技術力	成果の確実性	同種業務の実績件数	<p>（参加表明書様式 3） 令和 2 年 4 月 1 日以降に元請として引渡し完了した同種業務の実績件数を下記の式で評価する。</p> <p>①評価点 = a の実績件数 × 1.0 + b の実績件数 × 0.5 a : NEXCO（東日本・中日本・西日本）・首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社・国土交通省の発注業務 b : a 以外の公的機関※が発注した業務 なお、a + b は最大 5 件とする。 ※公的機関とは、テクリスにおいて、発注機関として入力が可能とされている機関をいう。</p> <p>以下の場合に加点しない。 ②業務実績が令和 2 年 3 月 31 日以前に受渡しが完了した同</p>	<p>①5 点 ～0 点</p> <p>②0 点</p> <p>③0 点</p>

			種及び類似業務（発注機関は問わない） ③業務実績が令和2年4月1日以降に受渡しが完了した類似業務（発注機関は問わない）	
	事故及び不誠実な行為		以下に該当する場合に評価を減ずる。 ①令和4年6月14日から審査基準日（令和5年6月14日）までに NEXCO 東日本から当該業種にかかる文書警告を受けている場合 ②令和4年6月14日から審査基準日（令和5年6月14日）までに NEXCO 東日本から当該業種にかかる口頭注意を受けている場合	①-5点 ②-2点
合計				40点

3-5. 技術提案書の提出者の選定

(1) 契約責任者は、競争参加希望者から提出された参加表明書について、上記「3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準」に基づき評価を行い、評価の高い者より順に技術提案書の提出者（以下「選定者」という。）を5者まで選定し、その結果について通知する。ただし、同評価の提出者が5者を超えて存在する場合にはこの限りではない。

※技術提案書の提出者の選定、技術提案書の提出要請及び非選定通知予定日は別紙『契約手続き日程』のとおり

(2) 「非選定」とされた者は、本書面を受け取った日の翌日から7日（休日を含まない）以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる調査等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

- ① 提出期限 上記(1)による通知日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日を除く）
- ② 提出場所 記1-6.「契約担当部署」
- ③ 提出方法 電子メール又は書留郵便等（電子メール又は書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便及び持参による提出は受け付けない。期限内必着のこと）
- ④ 提出書類 書面により作成

(3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（行政機関の休日を除く）に書面により回答する。

3-6. 技術提案書の作成

(1) 上記3-5.により技術提案書の提出者となった選定者は、次に示す「技術提案書」を作成しなければならない。なお、各様式はA4とし、文字サイズは10ポイント以上とする。

技術提案書（様式）	作成にかかる留意事項
技術提案書 （技術提案書様式1）	◇必要事項を記載のうえ記名すること ◇その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3]①を参照のこと
業務への取組み姿勢 （技術提案書様式2）	◇業務への取組み姿勢を評価するため、各項目について必要な内容を以下のとおり記載すること 1)「実施方針」には、本調査等の基本的な業務実施体制・照査体制・個別契約が同時期に履行されるとなった場合の業務実施上の留意事項を記載する。 2)「基本的な実施フロー」には、本調査等の基本的な業務実施フローについて簡潔に記載する。 ◇記載にあたっては、様式に示す《記載上の注意事項》に従うこと。 ◇上記1)2)に記載された内容についてはヒアリングで確認を行う。
社内バックアップ体制 （技術提案書様式3）	◇上記1)の基本的な業務実施体制を除き、個別契約を実施するうえで、配置予定技術者の支援、品質確保、工程管理の対応、同時期に履行されることとなった場合の対応など、社内のバックアップ体制の考えを記載する。 ◇記載された内容についてはヒアリングで確認を行う。

特定テーマに対する技術提案 (技術提案書様式 4)	◇特定テーマは次のとおりとする。 「厚別川橋について、架橋条件（地形条件、交差物件等）及び橋梁形式をふまえ、合理的な床版取替・RC中空床版更新方法および施工順序等を決定するための検討や着目点」 ◇様式4については、A4版（片面）1枚以内で作成すること。 ◇記載された内容についてはヒアリングで確認を行う。
-------------------------------------	---

3-7. 技術提案書の提出

(1) 選定者は、次に示すとおり技術提案書を提出しなければならない。

- ① 提出期限 別紙『契約手続き日程』のとおり
- ② 提出場所 記1-6.「契約担当部署」
- ③ 提出方法 電子メール又は書留郵便等（電子メール又は書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便及び持参による提出は受付けない。期限内必着のこと）
- ④ 提出書類 記3-6.により作成した「技術提案書」を4部（正1、写3）※部数：書留郵便等の場合

3-8. 技術提案書に対するヒアリング

(1) 選定者に対し、次に示すとおりヒアリングを実施する。

- ① 実施予定日 別紙『契約手続き日程』のとおり
※ヒアリングの詳細な日時は別途協議のうえ決定する。
- ② 実施場所 NEXCO 東日本北海道支社 会議室
- ③ 出席者 選定者に所属し技術提案書の内容について説明・応答を行うことができる技術者
- ④ ヒアリング内容 技術提案書に記載された業務への取組み姿勢、社内バックアップ体制及び特定テーマに対する技術提案

(2) 技術提案書は、ヒアリング時の質問に対する応答性も包含して評価する。

(3) 上記(1)③に示す者が出席できず、ヒアリングを行わなかった場合は、技術提案書に記載された内容のうち、確認できなかった事項については評価しない。

(4) ヒアリング時において提出済みの資料以外のもの（パネル・パース等）を持込んでの説明及び追加資料の提出（提示）は認めない。

3-9. 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書を特定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

評価項目		評価基準	配点
内 バ ッ ク ア ッ プ 体 制 ・ そ の 他	基本的な実施手順	(技術提案書様式2) ・業務実施手順を示す実施フロー及び照査体制の妥当性が高い場合に優位に評価する。 ・複数業務を同時に履行する場合の留意点が的確に捉えられている場合に優位に評価する。	10.0点
	社内バックアップ体制	(技術提案書様式3) ・社内のバックアップ体制の妥当性が高い場合に優位に評価する。 ・複数業務を同時に履行する場合の留意点・バックアップ体制により履行の確実性が高い場合に優位に評価する。	10.0点
技術提案	特定テーマに対する的確性	(技術提案書様式4) ・地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 ・必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。 ・業務の事業に対する重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 ・業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 ・業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	15.0点

	実現性	(技術提案書様式4) <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 ・提案内容を裏付ける類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。 ・利用しようとする技術基準類が適切な場合に優位に評価する。 ・提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。 ・業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。 	15.0点
	独創性	(技術提案書様式4) <ul style="list-style-type: none"> ・工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。 ・周辺分野、異分野技術を援用した、高度な検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。 ・汎用的な検討・解析手法のみで提案に工夫がみられない場合は評価しない。 	10.0点
合計			60.0点

3-10. 技術提案書の特定（基本契約の相手方の特定）

(1) 契約責任者は、選定者から提出された技術提案書及びヒアリング結果に基づき上記3-9.技術提案書を特定するための評価基準に基づき評価を行い、技術提案書の特定と併せ基本契約の相手方（以下「特定者」という。）として、その結果について通知する。

※技術提案書の特定及び非特定通知予定日 別紙『契約手続き日程』のとおり

(2) 「非特定」とされた者は、本書面を受け取った日の翌日から7日（休日を含まない）以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる調査等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

- ① 提出期限 上記(1)による通知の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日を除く。）
- ② 提出場所 記1-6.「契約担当部署」
- ③ 提出方法 書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便及び持参による提出は受付けない。期限内必着のこと）
- ④ 提出書類 書面により作成

(3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（行政機関の休日を除く。）に書面により回答する。

第4 基本契約

4-1. 基本契約の締結

契約責任者は、基本契約の相手方を特定した後、対象業務の履行・基本契約の期間等に関する基本契約を契約責任者と特定者の代表者間で締結する。

第5 個別契約

5-1. 契約交渉

記1-4.(2)に示す各設計業務の個別契約の締結に向けて、基本契約締結後、特定された技術提案及び基本契約条件書の内容を踏まえ、契約責任者が別途指定した時期から、個別契約の契約締結に必要な仕様や条件等について交渉し、その内容を特記仕様書に反映する。

5-2. 参考見積書の提出

特定者は、記5-1.に示す契約交渉の結果を踏まえ、参考見積書を契約責任者に提出する。

5-3. 見積合わせ

見積書の提出及び執行の日時については、特定者に別途通知する。

5-4. 個別契約の締結

契約責任者は、見積執行の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な見積価格である場合に、契約の相手方として決定し、個別契約を締結する。

第6 その他

6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-2. 質問の受付

(1) 本調達手続に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 別紙『契約手続き日程』のとおり
- ② 受付場所 記1-6.「契約担当部署」
- ③ 受付方法 質問書面(様式自由)を電子メール又は書留郵便等(電子メール又は書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便及び持参による提出は受付けない。期間内必着のこと)により提出すること

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

- ① 回答期限 質問書を受理した日の翌日から原則として5日以内(行政機関の休日を除く)
- ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の当該案件の備考欄に掲載する

⇒ https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/

(3) 調達手続に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

⇒ <https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

6-3. 苦情申し立て

本競争の手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会(連絡先: 内閣府政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-5253-2111(代表))に対して苦情の申し立てを行うことができる。

6-4. 競争参加資格に関する留意事項

(1) 基本契約の相手方が基本契約後、契約交渉等を経て、個別契約の受注者(以下「受注者」という。)となった場合、本件業務の受注者、業務の下請負人、または当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件業務にかかる工事の入札に参加し又は建設工事を請負ことができない。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

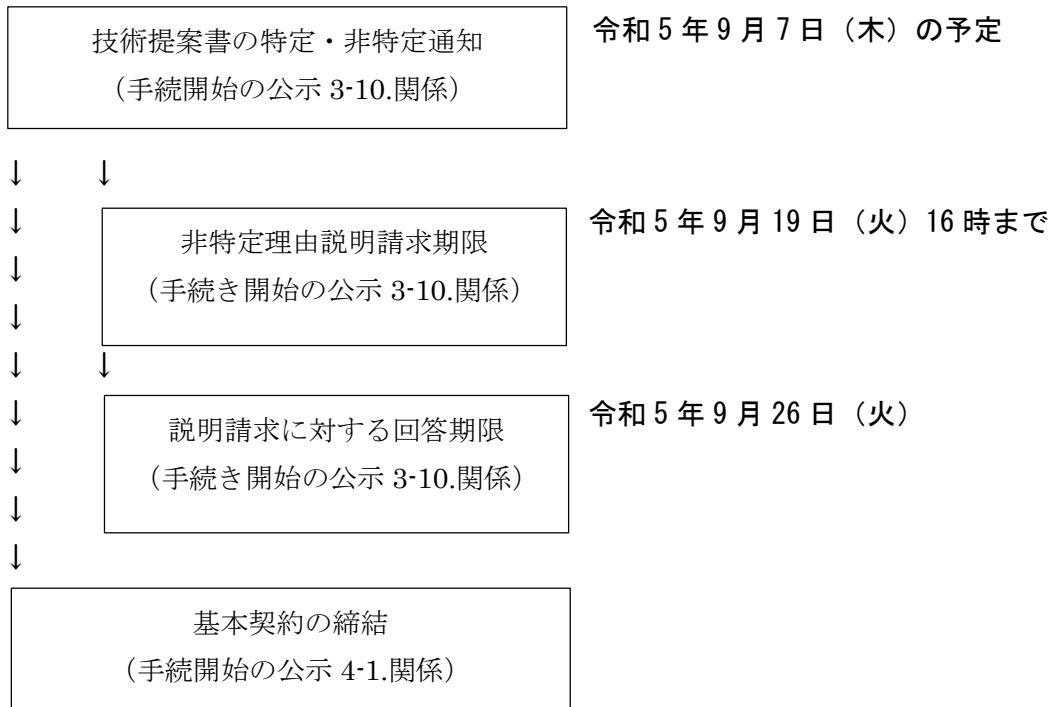
- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者

(2) 本業務の受注者、本業務の受注者と資本若しくは人事面において関連がある者、本業務の下請負人、本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工管理業務の入札に参加し、又は施工管理業務を請け負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者

以 上



※手続きに際しては、入札公告など関係資料を十分にご理解のうえ手続きをお願いします。

※令和4年4月1日付けで入札者に対する指示書の見直しを行っております。当社ホームページにて内容をご確認のうえ、手続きをお願いします。